



令和2年5月20日発行

### 5月は自転車月間!



## 知っていますか?自転車のルール⑦

### ◇ 自転車運転者講習 ◇

「危険行為」として道路交通法施行令で定める違反を3年以内に2回以上行った14歳以上の自転車運転者は、自転車運転者講習の受講を命じられます。

命令を受けてから3ヶ月以内の指定された期間内に受講しないと、5万円以下の罰金が科せられます。

## ～受講義務の対象となる危険行為～

信号無視

通行禁止道路  
(場所)の通行

歩行者用道路で  
の歩行者妨害

歩道通行や  
車道の右側  
通行等

路側帯での  
歩行者の  
通行妨害

遮断踏切へ  
の立ち入り



左方車優先妨害  
優先道路車妨害等

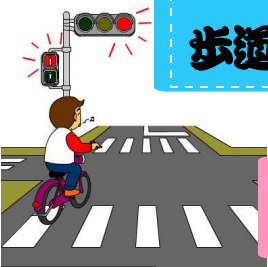
右折時、直進車や左折車  
への通行妨害

環状交差点  
安全進行義務違反等

歩道での歩行者妨害等

一時不停止

酒酔い運転



安全運転義務違反



制動装置不備の自転車の運転